

自己点検・評価シート

基準4 教育課程・学習成果

	評価項目	評価の視点		評価者の観点	現状説明	改善方策 (予定含む)	改善時期
①	授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定(授与する学位ごと)及び公表	1	学位授与方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。	授与する学位(修士・博士)ごとに学位授与方針を定め、武庫川女子大学大学院学則、大学院要覧、履修便覧などの冊子媒体ならびに学院及び研究科のホームページで公表している。 なお、臨床教育学専攻の博士後期課程には、博士(臨床教育学)、博士(教育学)、博士(臨床心理学)の三つの学位を授与しており、これらは専攻内の三つの分野に対応するものである。しかしながら、授与方針は博士後期課程全体として提示しているものであり、三つの異なる学位ごとに設定はされていない。	博士学位において、現状では三つの学位を授与しているが、学位ごとの授与方針設定とはなっていない。よって、この改善策として、2022年度入学生より博士(臨床教育学)の一学位に統一する予定である(2021年4月のD課程研究科委員会にて決定/理事会の承認待ち)。三つの分野はいずれも、基本的に臨床教育学を基盤とする点は共通するものであり、カリキュラム構成上も三つの学位それぞれに授与方針を設けることが難しいことなどを総合的に考慮した結果である。	2022年度入学生より適用する。
			2	上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。	本研究科では全学的な基本方針を踏まえ、これに基づいて、研究科としての学位授与方針を定めている。臨床教育学専攻では、修士課程、博士後期課程とも「知識・理解」「技能・表現」「思考・判断」「態度・志向性」の4項目から、修得すべき学習成果を明示している。例えば、修士課程の「知識・理解」では、「複合領域としての臨床教育学研究科を構成する、教育学・福祉学・心理学諸領域の専門的知識を習得している」「修得された知識を、実社会や臨床現場との関係から理解し、活用することができる」とするなど、学修成果の内容をできるだけ具体的に明示している。 修士課程においては、2年以上在籍し、ディプロマポリシーに掲げる能力・資質を備えた上で、必修科目を含む30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け修士学位請求論文の審査及び最終審査に合格した者に学位を授与する。博士後期課程では、3年以上在籍して必修を含む9単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け博士学位請求論文の審査及び最終審査に合格した者に学位を授与する。		
②	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	5	教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。	大学院全体のディプロマ・ポリシー(以下、DP)を受けて、臨床教育学研究科のDPを作成し、これに沿った形でカリキュラム・ポリシー(CP)を策定し、研究科のDPの実現に向けた指針としている。ただし、現在分野ごとに三つの学位を授与しているが、学位ごとの教育課程の編成・実施方針は明確ではない。	現在、博士後期では三つの学位を授与しているが、2022年度入学生より一つに統一される予定であり、学位ごとの設定が明確になる。	
			6	上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。	修士課程では、「講義科目(教育学、心理学、福祉学、その他の領域)」、「演習」、「課題研究(論文指導)」、「実地研究」といった授業区分・形態を設けている。博士後期課程では、コースワークとして「講義」と「演習」を、リサーチワークとして「特別研究(論文指導)」を設けている。		
			7	上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。	学位授与方針(DP)に沿って教育課程は組まれているが、学位ごとの方針にはなっていない。	上記の通り、2022年度入学生より学位を一つにすることで整合性をもたせる。	

基準4 教育課程・学習成果

	評価項目	評価の視点	評価者の観点	現状説明	改善方策 (予定含む)	改善時期
③	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	<p>○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ(必修、選択等) ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮(【学士】) ・教養教育と専門教育の適切な配置(【学士】) ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等(【修士】【博士】) ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり <p>○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p>	<p>10</p> <p>全学的に見て、学部・研究科の教育課程は、どのように編成されているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と、各授業科目との関係の明確性 ・専門分野の学問の体系を考慮した教育課程編成 ・学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当 	<p>修士課程においては、必修科目として「臨床教育学総論(講義)」、「臨床教育学総合演習」を設定し、複合的な領域学問である臨床教育学の基礎的知識や研究視点を学ぶ。必修の「実地研究」は様々な臨床現場を訪問し、現場の声を聞くことを通じて、臨床的な視点を学ぶことを目的とする。講義科目は、教育学、心理学、福祉学の3領域から成り、臨床教育学を構成する複数の領域を学ぶことができる。M2は「全体特研」「中間発表」を通じて、指導教員以外の他領域の教員からも指導を受ける。</p> <p>博士後期課程においては、入試時に「臨床教育学」、「教育学」、「臨床心理学」の三分野から一つを選択し、それぞれの分野の教員の科目を主に履修する。分野ごとに三種類の学位(臨床教育学、教育学、臨床心理学)を授与している(但し、2022年度入学生から一学位に統一予定)。D課程の学生は、選択した分野のコースワーク、リサーチワークを履修する。コースワークでは1年次の前期に「講義」、後期に「演習」を履修する。リサーチワークとしては、1年から毎年次、「特別研究」を履修する。複合領域である特性を活かし、毎年3分野の全教員と学生が集まり「研究発表会」を実施することで、分野に囚われない広い視点から研究指導を行い、研究を深めていくようにしている。</p> <p>以上のように、体系的な教育課程を編成している。</p>		
④	学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<p>○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等) ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等) ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 <p>適切な履修指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数(【学士】) ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施(【修士】【博士】) ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり 	<p>12</p> <p>全学的に見て、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、どのような方法が取られているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法の採用とその実施 ・1授業あたりの適切な学生数の設定と運用 ・単位の実質化(単位制度の趣旨に沿った学習時間、学習内容の確保)を図る措置 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導 	<p>修士課程、博士後期課程ともに授業のシラバスを作成し、授業計画や内容、方法、評価基準等を示している。またオフィスアワーを設けるなど、教員との連絡や相談を行いやすくしている。</p> <p>修士課程、博士後期課程とも、「学位授与手引き」及び「論文作成の手引き」「チュードントガイド」等に年間スケジュールを掲載し、4月に実施する履修ガイダンスにて周知を図っている。「M全体特研」「中間発表会」(修士課程)、「研究発表会」「D全体特研」(博士課程)での発表が義務づけられており、指導教員のみならず全員の教員が指導助言を行っている。</p> <p>本学の大学院全体として、大学院生の国内外での学会発表を奨励しており、学会参加費や旅費等の援助を、一定の範囲内で行っている。</p> <p>COVID-19への対応として、主にリモート授業を2020年6月より取り入れ、早急に対応した。徐々にこの形態の授業にも慣れ、講義はもちろん、資料提供や学生の発表、議論などもスムーズに実行できるようになった。学校や病院といった職場で働く社会人学生も多いため、この形態の授業形態であったからこそ、授業参加が可能になったと言える。</p>	<p>リモート授業の実施に関して言えば、夜間の開講であり、職場の多忙化や就業後の通学を考慮すると、こうした授業形態をどのように継続的に取り入れていくかが課題である。</p>	2022年度

基準4 教育課程・学習成果

	評価項目	評価の視点	評価者の観点	現状説明	改善方策 (予定含む)	改善時期
⑤	成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<p>○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位等の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定 ・その他全学内部質保証推進組織等の関わり <p>○学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 ・学位授与に関わる全学的なルールの設定 ・その他全学内部質保証推進組織等の関わり 	<p>14</p> <p>全学的に見て、学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与は、どのように行われているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施 ・既修得単位等の適切な認定 ・学位授与における実施手続及び体制の明確性 <p>15</p> <p>各学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。</p>	<p>単位認定や修了要件については、大学院学則・学位規定や学位授与の手引き、便覧、シラバスなどで公表しており、これに基づいて単位および修了等の認定を行っている。授業の成績評価基準はシラバスに記載されており、これに基づいて成績管理、単位認定を実施している。</p> <p>学位授与に関しては、以下のような過程を設け、厳格に実行している。</p> <p>修士課程では、修士2年の6月に「全体特研」、10月に「中間発表」を実施し、全員の発表を義務づけている。修士課程の全教員が参加し、修士論文作成に向けての取組や準備状況をチェックするとともに、多角的な視点から指導・助言を行う。また、次年度の修士論文作成への準備として、修士1年も全員が参加することとしている。指導教員は、学生が提出した研究計画に基づいて1年前期末に決定され、後期から「課題研究Ⅰ」にて論文作成に向けた指導を開始する。修士2年の「中間発表」段階で副査2名を選出し、修士論文審査および最終試験において主査とともに審査を行う。最終的には、研究科委員会にて学位授与の可否が認定される。</p> <p>博士後期課程においては、毎年9月に実施する「研究発表会」において、当該年度学位論文提出予定者を除く全員が発表することを義務づけている。3分野の全教員が参加し、分野を問わず学生への指導・助言を行う。当該年度に博士学位請求論文を提出する予定の者は、6月に実施する「全体特研」で発表することが義務づけられている。2年次に副査2名を決定し、指導教員(主査)とともに指導を行う。博士学位請求論文の提出には、査読付き全国学会誌への掲載などの条件を定め、第1次審査(提出資格審査)、第2次審査(主査・副査の会)、第3次審査(論文審査委員会・・・主査・副査とそれ以外の3名の教員から構成され、主査・副査以外の1名が委員長となり、論文評価を行う最終責任者となる)、論文審査委員会判定会議、最終審査(公聴会)を経て、臨床教育学研究科委員会(博士後期課程委員会)にて投票により学位請求論文の可否を判断している。議決には、構成員の3分の2以上の出席が必要とされ、出席者の3分の2以上の賛成をもって可としている。</p> <p>論文博士については、論文の質を担保するため、学位請求論文を提出する前年の10月に学位請求論文を提出し、予備審査を受けることとしており、これに合格した者は、次年度(審査年度)から研究生となり、課程博士と同じ審査過程を経る。</p> <p>以上のような審査過程を設け、学位論文の水準の維持に努め、透明性を担保している。</p>		

基準4 教育課程・学習成果

	評価項目	評価の視点	評価者の観点	現状説明	改善方策 (予定含む)	改善時期
⑥	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<p>○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定(特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)</p> <p>○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p>≪学習成果の測定方法例≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 <p>○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり</p>	<p>16 全学的に見て、学位授与方針に示した学生の学習成果は、どのような方法で測定されているか。</p> <p>※その根拠として、下記の実際の状況も確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用 ・当該職業を担うのに必要な能力の修得状況の把握(特に専門的な職業との関連性が強い教育課程の場合) 	<p>修士課程、博士後期課程ともに、論文審査の基準を定め、便覧等に明示している。既述のように、修士課程においては「全体特研」及び「中間発表」に全教員が参加して学生の進捗状況を点検し、それぞれの専門領域からアドバイスをを行っている。修士論文審査では、主査1名と副査2名の3名の教員による厳正な論文審査を実施している。博士後期課程では、学位請求論文の提出要件として、単著による査読付き学会誌論文1篇以上、あるいは申請者を筆頭著者とする共著論文2編以上との規定を設け、研究能力評価の客観性を担保している。さらに、上記のような審査過程(第1次審査・第2次審査・第3次審査・論文審査委員会判定会議・最終試験・最終審査)を設けるとともに、論文指導教員以外の教員を論文審査の責任者(論文審査委員会委員長)として置き、厳正な審査を行っている。</p> <p>就職率や就職先も外部評価の一つとされるが、本研究科は社会人大学院であるため、この指標は使えない。多くの修了生は勤務している職場で引き続いて勤務している。修了を機に、大学教員等に転職する者の少ない。</p>		
⑦	教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価</p> <p>・学習成果の測定結果の適切な活用</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>18 教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。</p> <p>19 上記の自己点検・評価結果に基づき、教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。</p> <p>20 上記において、学習成果の測定結果は、教育課程及びその内容、方法の改善にどのように活用されているか。</p>	<p>全学の大学院自己評価委員会および、研究科の自己評価委員会を通して研究科の点検・評価を実施している。研究科の自己評価委員会は毎年、通常4名(研究科長、専攻長、教育所長、副所長)を委員として指名し、会議を開催している。研究科自己評価委員会では、三つのポリシーを中心に教育課程を振り返るとともに、教育・研究、運営等全体を通しての課題点や改善点を議論する。また、研究科独自の取組みとしては修士課程・博士後期課程双方の修了者に対して、研究科での教育や指導、学習環境に関するアンケート調査を毎年度末に実施しており、自己評価委員会で検討される。</p> <p>これらの結果は専攻会議において報告され、全教員で評価や課題を共有するとともに、改善策等が議論される。</p> <p>大学基準協会や全学大学院自己評価委員会からの要望や指摘などを、まずは研究科自己評価委員会で議論し、その結果を全教員が参加する専攻会議において問題点や課題を共有し、改善方策を検討している。当然、専攻会議においても個々様々な課題や問題点が指摘され、議論がなされている。自己評価委員会は、全体を俯瞰的にチェックする役割をになっている。</p> <p>研究科自己評価委員会及び専攻会議で問題点や改善点が議論された後、担当者を選定して具体的な改善作業が始まる。これを通じた改善例として、2020年度より修士課程の「臨床教育学総合演習」を選択科目から必修科目としたことは、専攻会議で出された課題を話し合った成果である。</p>	<p>学生アンケートは、現在、修了生のみに行っており、修学中の学生の声は反映されていない。今後、各学年の学年末に実施できるようにアンケートの準備を行いたい。</p> <p>現状、自己点検・評価の会議の開催時期が偏っているため、今後は、1年を通して定期的に委員会を開催するようにする。</p>	